

令和3年度第3回公聴会及び  
令和3年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和4年2月24日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和3年度第3回公聴会及び第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和4年2月24日（木） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和4年2月16日（水）
- 5 通知した議題  
あさりの殻長制限について（委員会指示更新）
- 6 出席者  
(委員：13名)  
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、松野 利夫、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、  
竹本 信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則  
(県及び事務局)  
農林水産部水産振興課 課長 中村 圭吾  
水産振興課 生産振興班 主査 内田 喜隆  
主査 土井 健一  
漁業調整取締班 主査 松永 善文  
主任 伊藤 憲彦  
技師 藤濱 朋哉  
下関水産振興局 水産課水産班 主任 枝廣 直樹  
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 主任 久村 悠貴  
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 主任 柏村 直宏  
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 澁谷 賢司  
書記 永尾 洋輔

- 7 公聴会の結果  
公聴人の出席がなく終了した。

- 8 審議の概要  
澁谷事務局長 それでは、定刻になりましたが、公聴人の方のご出席がございませんので、公聴会につきましてはこれで閉じさせていただきたいと思ます。

(13:01 終了)

## 【委員会】

- 1 開催日時 令和4年2月24日（木） 午後1時01分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和4年2月16日（水）

## 5 通知した議題

### (1) 議題

- 第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について（諮問）
- 第2号議案 大島水道における小型機船底びき網手繰第二種漁業（餌びき網）の許可の条件の一部改正について（部長協議）
- 第3号議案 山口県漁業調整規則（令和2年山口県規則第46号）第15条第2項に基づき知事が定める許可の有効期間について（諮問）
- 第4号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について（委員会指示更新）
- 第5号議案 あさりの殻長制限について（委員会指示更新）
- 第6号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

### (2) 報告事項

- ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について
- イ 令和3年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について

## 6 出席者

（委員：13名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、松野 利夫、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則

（県及び事務局）

農林水産部水産振興課	課長	中村 圭吾
水産振興課 生産振興班	主査	内田 喜隆
漁業調整取締班	主査	松永 善文
	主査	土井 健一
	主任	伊藤 憲彦
	技師	藤濱 朋哉
下関水産振興局 水産課水産班	主任	枝廣 直樹

岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主任	久村 悠貴
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主任	柏村 直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	澁谷 賢司
		書記	永尾 洋輔

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり「特に異議はない」旨、答申することとした。

第2号議案 大島水道における小型機船底びき網手繰第二種漁業（餌びき網）の許可の条件の一部改正について（部長協議）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、回答することとした。

第3号議案 山口県漁業調整規則（令和2年山口県規則第46号）第15条第2項に基づき知事が定める許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり「特に異議はない」旨、答申することとした。

第4号議案 いか巢網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第5号議案 あさりの殻長制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第6号議案 山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

(2) 報告事項

報告事項1 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について水産振興課から報告された。

報告事項2 令和3年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告された。

## 9 審議の概要

澁谷事務局長      それでは、ただ今から令和3年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定員15名に対して、13名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長            皆さん、こんにちは。  
委員会を開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
今年最初の委員会ですが、令和4年も早くも二月が過ぎようとしているところです。  
こうした中、依然として、コロナによる魚価の低下など厳しい状況が続いていますが、今年の干支、『壬寅』が意味する、「厳しい冬を越えて、芽吹きはじめ、新しい成長の礎となる」のように、落ち込んだ消費が上向くことを願うとともに、コロナに負けまいと耐えしのんだ漁業者の思いが、報われることを願っています。  
本日の委員会につきましては、ご案内しましたとおり議題が6件、報告事項が2件ございます。  
委員の皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

澁谷事務局長      ありがとうございます。委員会運営規程第4条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、以後の議事進行を森友会長をお願いいたします。

森友会長            それでは議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。  
今回は、山田委員と渡壁委員にお願いします。それでは、第1号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について」、事務局から説明をお願いします。

伊藤書記            資料の1ページをお開きください。  
令和4年2月18日付けで山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされています。  
内容については、水産振興課からお願いします。

内田主査            水産振興課生産振興班の内田と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。  
（以下、資料に沿って説明）  
軽微な修正については、事務局に一任させていただきたいと考えてお

ります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

森友会長       ただ今、説明が終わりましたが、委員の皆様、ご質問、ご意見はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長       ございませんか。  
それでは他にご意見等が無いようでしたら、第1号議案は知事からの諮問に対して「特に異議のない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長       全員、異議なしと認めます。第1号議案については「特に異議はない」と回答することとします。  
続きまして、第2号議案「大島水道における小型機船底びき網手繰第二種漁業（餌びき網）の許可の条件の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

伊藤書記       手元の資料の15ページをお開きください。山口県農林水産部長から当委員会会長あてに協議がなされております。  
説明については水産振興課からお願いします。

藤濱技師       水産振興課の藤濱と申します。私の方から説明させていただきます。  
資料16ページをお開きください。  
(以下、資料に沿って説明)

森友会長       説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長       ございませんか。  
ご意見等が無いようでしたら、第2号議案は山口県農林水産部長へ適当である旨を回答することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長       全員、異議なしと認めます。第2号議案は適当である旨を回答することとします。

続きまして、第3号議案「山口県漁業調整規則（令和2年山口県規則第46号）第15条第2項に基づき知事が定める許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 資料の21ページをお開きください。令和4年2月18日付けで山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。説明については水産振興課からお願いします。

藤濱技師 引き続き、藤濱の方から説明させていただきます。  
第3号議案は21ページのみとなっております。  
（以下、資料に沿って説明）  
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

梅田副会長 会長いいですか。

森友会長 はい、どうぞ。

梅田副会長 一つだけお聞きしますけど、5年を3年にしようということで、要は試験操業的にいるかいないかをやってみようという中身よね。そして、そうした時にいるのかいないのかを判断するのはどうするのかということよね。少し獲れたからいるとか、多く獲れたからいるとかね。その辺の説明出来得るような条件があると思う。その辺っていうのは今時点で何か考えているものがあるのか。

藤濱技師 そうですね、この大島水道の餌びきなんですけれども、一日に必要なとする餌の量の上限が決まっております、基本的に業者さん達が必要な餌エビが確保できるというところで見えていくものと考えています。実際に話を聞いた中だと、10～15 kgという話で聞いておりますので、この②の海域を操業した時に、それに足りる数が今までの操業スタイルの中で獲れるようになれば、それだけで十分、条件の改正が有効になるのではという道筋で考えています。

梅田副会長 ということで、今は10 kg程も獲れていないということよね。そうすると、②の海域を解放したら大体満遍なく、24隻分のその人達が10 kg程を獲れるのか、それが目安と言うことよね。その辺はよく地元の説明して理解してもらっているわけ？例えば、10 kgにいかないと、やっちゃって意味なかったから元に戻すよとなった場合に、何かトラブルが起こるような気がしてならない。

藤濱技師       そこはこの調整を進める中で、話しながらやらせてもらっているところではありますので。

梅田副会長     そこは問題ないわけね。

藤濱技師       はい。

森友会長       よろしいでしょうか。他にございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長       ご意見等が無いようでしたら、第3号議案は山口県知事からの諮問に対して「特に異議がない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長       全員、異議なしと認めます。第3号議案は特に異議はないと回答することとします。

      続きまして、第4号議案「いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について」水産振興課から説明をお願いします。

藤濱技師       資料22ページをお開きください。  
      (以下、資料に沿って説明)  
      ご審議の程よろしく願いいたします。

森友会長       説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

田中委員       はい。

森友会長       はい、どうぞ。

田中委員       今、いか巣やる人は何人くらいいるのか？うちのところはおらんのやけど、他のところにはいるのか？

藤濱技師       実際ですね、例えば32ページの下関や山陽小野田の沖合にある①や②などの海域は地元のいか巣網の方も出ておられますし、逆に福岡の方から入漁する方も来られると。この後お諮りする予定の福岡の入漁もこの辺りではあると聞いております。



田中委員           そうすると、山口県ではそこだけか。

藤濱技師           いや、そういうことではなく、他の地域にもある。

田中委員           うちのところは十何年前に誰もやらなくなった。

森友会長           33 ページで説明した方が良いのでは。  
田中委員、33 ページの方が分かり良い。

田中委員           いか巢をやっている人がいるなら良い。  
やってる人がいないのに決める必要が無いと思った。

中村課長           よろしいですか。  
今の 32 ページから 33 ページ、それ以降のそれぞれのいか巢の操業区域の行使者数というのは、申し訳ないが今は承知しておりませんが、各共励会であって、各漁業権管理委員会から協議をされて今年度漁期についてもこうした区域についてはいか巢と小底の操業調整が必要だということで、各地域から上がってきたものを集約して本日お諮りしている状況であります。各地域で行使実態があって調整が必要だということで上がってきているものだというふうに考えております。

森友会長           田中委員、よろしいでしょうか。

田中委員           はい。

森友会長           他にございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長           それでは他にご意見等がなければ、第 4 号議案について、「原案のとおり委員会指示を発出する」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長           全員、異議なしと認めます。第 4 号議案については、原案どおり委員会指示を発出することとします。

続きまして、第 5 号議案「あさりの殻長制限について」事務局から説明をお願いします。

伊藤書記           資料は 36 ページをお開きください。令和 4 年 2 月 18 日付けで山口

県農林水産部長から当海区委員会会長あてに委員会指示の発出について、文書の発出がなされております。

殻長3センチメートル以下のあさりを採捕してはならないという内容でございます。こちらについても委員会指示の更新ということで、同内容で期間のみを更新するという内容のものになっております。

新しい指示の案につきましては、37 ページに掲載しております、3の指示の有効期間を更新したものとなっております。

あさりの資源管理の取組みについては水産振興課から説明をお願いします。

土井主査 水産振興課の土井と言います。私の方から説明いたします。  
資料の38ページをお開きください。  
(以下、資料に沿って説明)  
引き続き委員会指示を更新していただきたいと思っておりますので、よろしくご願いいたします。以上で説明を終わります。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

竹本委員 はい。

森友会長 はい、どうぞ。

竹本委員 あさりの稚貝の移植と書いてあるんだけど、埴生の地先に稚貝がいるんです？

土井主査 稚貝だけは湧いているとのこと。小さいうちに湧いて死滅してしまうので、稚貝を有効利用したいというのが元々の発端です。

竹本委員 そうなると、3センチ以上の親もいるということ？

土井主査 親ももちろんいると思うが、稚貝だけが滞留している場所があるとのこと。

竹本委員 先ごろ熊本で問題になった中国あさり関連の話があったけれども、元々ひと悶着あった海域で、中国ものそれから北朝鮮ものを引っ張て来て蒔いて、この間の熊本と全く同じことをやっていた業者がいたんですよ。

河野委員 2回程捕まってる。

竹本委員        その頃、私たち地元の人間として、稚貝がそこで発生しているというのがどうも理解できなかった。帰ったら運営委員長にも聞いてみようと思いますけれども、県の方で移植ができる程の量があそこで湧いているというのをご存知なわけね。

土井主査        確認してみます。

中村課長        埴生の地先では、地元のいわば地域活性化のようなグループで代表の方は埴生の運営委員長さんの息子さんですけれども、あの方が地域をあげた取組みとして肥料メーカーと一緒に被覆網管理をしながら、あさを増やせないかという取組みを今まで続けてこられている。そうした中で、母貝集団はどこにあるのかというのは把握はできておりませんが、被覆網を設置したところでは稚貝が残ることが実際分かってきております。

母貝がどこにいるのかというのは分かっていないんですけれども、潮流の関係で必ずしも埴生に母貝集団が無くても、例えば対岸の大分県海域に母貝集団があれば、潮流の関係で20日間くらいですか、プランクトンの状態で流れて着底するというのも分かっていますので、そういったことの成果であろうと思います。

外国産のあさりの問題はまた別個の問題として捉えておりますが、稚貝が実際発生しているのはそういった状況であると思います。

竹本委員        実際に稚貝を移植できる程の量があそこに湧いてるのであれば何ら問題はないんだけど、それが100%確かなのかどうかというのが、地元としては理解ができないというお話です。

森友会長        竹本さん、今の返答でよろしいですか。

竹本委員        結構です。

森友会長        他にございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長        それでは他にご意見等がないようであれば、第5号議案について、「原案のとおり委員会指示を发出する」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長        全員、異議なしと認めます。第5号議案については、原案どおり委員

会指示を発出することとします。

続きまして、第6号議案「山口県漁業調整規則第11条に基づき定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」事務局より説明をお願いします。

伊藤書記 資料の40ページをお開きください。令和4年2月18日付けで山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。説明については水産振興課からお願いします。

藤濱技師 水産振興課 藤濱から説明させていただきます。  
資料は41ページをご覧ください。  
(以下、資料に沿って説明)  
説明は以上になります。ご審議の程よろしく願いいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 ご意見等がないようであれば、第6号議案について、「原案のとおり適当である旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 全員、異議なしと認めます。第6号議案については、原案のとおり適当である旨の答申をすることとします  
本日の議題は以上です。次に報告事項に移ります。  
「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課から説明をお願いします。

内田主査 生産振興班の内田の方から説明させていただきます。  
(以下、資料に沿って説明)  
簡単ですが、以上になります。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 続きます、「令和3年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 はい、66ページをお開きください。  
(以下、資料に沿って説明)  
説明の方は以上でございます。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 よろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 事務局からの報告事項は以上ですが、皆様から他に何かございませんか。

-----何もなし。-----

森友会長 それでは、本日の委員会をこれで終了します。慎重なご審議ありがとうございました。どうもお疲れ様でした。

(14:05 終了)